

税務調査が引き続きでています。

税務署員が突然訪れ、営業中なのに長時間にわたって質問したり、古い資料の提出を強要したりする税務調査が各地で発生しています。

そもそも、税務調査は、法の定めに従って、納税者の承諾を得たうえで、税務署員が納税者に質問したり、帳簿書類などを調べるもので、納税者の承諾なしに、長時間にわたって強制的に調査することなど許されません。国税庁が定めた「税務運営方針」も、税務調査は納税者の理解と協力の上で行うと規定しています。

民商は、「不当・不法な人権無視の税務調査を許さない」と、仲間同士が智恵と力を合わせ、学習と運動に取り組んでいます。

税務調査6件(法人2件・個人4件)

製造1件 建設2件

小売2件 飲食1件

税務署からの問い合わせや訪問があったら、その場で即答せずすぐに役員・民商事務局へご連絡ください!! (☎733-4002)

税務調査十カ条

- 一、自主申告こそ納税者の基本的な権利
- 二、税務署員の身分証明書(官印)の提出を求め
- 三、何の調査に来たのか理由を確かめる
- 四、突然の調査で都合が悪いときは日を改めさせる
- 五、承諾なしで工場や店内に入ることは違法
- 六、調査はその目的の範囲内に限定させる
- 七、承諾なしに勝手に引き出しやレジを開けさせない
- 八、調査は信頼できる人の立会いを求める
- 九、承諾なしの取引先や銀行などへの調査はことわる
- 十、印鑑は命。その場では「捺印」せず、よく考えてから

-共済会- いのちと健康を守る学習交流会

とき 9月26日(土) 受付12時～ 9月27日(日) 12時閉会

場所 舞子ビラ (舞子駅より徒歩7分)

総会方針を基本にいのちと健康を守る活動、規約・運営規定の正確な理解、の学習交流会です。 ※参加希望・問い合わせは事務局まで

今後の予定

- | | | | |
|----------|---------|------------|-----------|
| 9月12日(土) | 婦人部学校 | | |
| 9月13日(日) | 共済学習会 | | |
| 9月14日(月) | 社保協宣伝行動 | 11時～12時 | 板宿ダイエー前 |
| 9月18日(金) | 拡大運動交流会 | | |
| 9月20日(日) | 組織問題研修会 | 10時～16時30分 | 兵庫県学校厚生会館 |

無料法律相談 (定例：毎月第一水曜日)

10月7日(水) 須磨民商 2F 18:00～19:00

日程が変更になる場合があります。事前に予約をお願いいたします。